

住田町告示第 37 号

令和 8 年度森林整備事業（除間伐）業務委託について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び財務規則（平成 13 年住田町規則第 5 号。以下「規則」という。）第 113 条の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 22 日

住田町長 神 田 謙 一

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和 8 年度森林整備事業（除間伐）業務委託
- (2) 場 所 別紙施業箇所一覧のとおり
- (3) 仕 様 等 別紙仕様書のとおり
- (4) 期 間 契約締結の日から令和 9 年 1 月 15 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 岩手県内に事業所等を有すること。
- (2) 過去 10 年間のうちに、国又は地方公共団体の発注する本業務と類似の業務の履行実績を有すること。

ただし、次に掲げる事項に該当する者は入札に参加出来ない。

- ・ 成年被後見人、被保佐人、被補助人
- ・ 破産者で復権を得ていない者
- ・ 市町村税に関し未納の税額がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は第 6 号に規定する暴力団員と認められた者。また、これらの暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者

3 契約条項を示す日時及び場所

(1) 日 時

令和 8 年 7 月 22 日（水）から令和 8 年 8 月 7 日（金）まで（住田町の休日に関する条例（平成 2 年条例第 10 号）第 1 条の規定による町の休日を除く）の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 場 所

〒029-2396 岩手県気仙郡住田町世田米字川向 88 番地 1
住田町役場農林商工課

4 入札参加の申込み

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 令和8年度森林整備事業（除間伐）業務委託一般競争入札参加申込書
参加申込書（様式第1号）
- ② 参加者の住所地又は所在地における市町村税の納税証明書の写し
- ③ 法人登記全部事項証明書（個人事業者にあつては営業証明書）の写し
- ④ 過去2年の間に、国（公団を含む。）又は地方公共団体と、当該入札と規模を
ほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結しこれらを全て誠実に履行した
実績を有する場合は、その内容を証する書類（契約書の写し、決算書等）
※②及び③は、発行後3ヶ月以内のものであること。
※住田町に物品購入等競争入札参加資格審査申請書を提出している者は、③及び
④の提出を免除することができる。

(2) 受付日時及び提出先

① 受付日時

令和8年7月22日（水）から令和8年8月6日（木）まで（住田町の休日に関
する条例（平成2年条例第10号）第1条の規定による町の休日を除く）の午前9
時から午後5時まで

② 提出先

〒029-2396 岩手県気仙郡住田町世田米字川向 88 番地 1
住田町役場農林商工課

5 現地確認

(1) 立会希望

現地確認に町担当者の立ち会いを希望する場合は、令和8年8月3日（月）まで
に住田町役場農林商工課へ連絡し、立ち会い日時等を協議すること。

(2) 備考

現地確認は、入札参加資格における必須要件ではないこと。

6 入札に関する質問

質問がある場合は、質問書（別記様式）を提出すること。

(1) 受付日時

令和8年7月22日（水）から令和8年8月5日（水）まで（住田町の休日に関
する条例（平成2年条例第10号）第1条の規定による町の休日を除く）の午前9
時から午後5時まで

(2) 提出方法

持参、郵送、電子メール又はFAXによること（期限内に到着したものに限る）。

(3) 提出先

〒029-2396 岩手県気仙郡住田町世田米字川向 88 番地 1
住田町役場農林商工課

メール rinsei@town.sumita.iwate.jp

FAX 0192-46-3515

(4) 回答方法

質問に対する回答は、町ホームページに公開し、入札に参加しようとする者すべてに対し行う。

7 入札の日時及び場所

(1) 日 時

令和8年8月7日（金） 午後2時00分

(2) 場 所

岩手県気仙郡住田町世田米字川向 96 番地 1 住田町生活改善センター 2 階研修室

8 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、住田町が発行する納入通知書により、入札日の前日までに入札保証金を納付しなければならない。

(2) 過去2年の間に、国（公団を含む。）又は地方公共団体と、当該入札と規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する場合は、入札保証金を免除する。（規則第116条第2号）

(3) 落札されなかった者の入札保証金は、入札終了後、入札保証金振込依頼書（別記様式）の口座へ返金する。

9 入札方法等

(1) 町が指定する入札書（様式第2号）を使用すること。

(2) 郵送による入札は認めない。

(3) 代理をもって入札をする者は、委任状（様式第3号）を提出すること。

(4) 入札金額は、消費税抜きの金額を記入すること。

(5) 入札後直ちに開札を行い、その結果、落札者がいないときは、2回を限度に再度の入札を行う。

(6) 入札は、別紙施業箇所一覧に記載の事業区ごとに実施する。

10 入札の無効要件に関する事項

次のいずれかに該当する札は無効とする。

(1) 入札参加資格のない者の入札

(2) 記名押印のない入札

(3) 入札書の金額を訂正した入札

(4) 入札に際し不正な行為があったと認められる入札

11 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、最も低い価格で入札した者を落札者とする。

(2) 落札となるべき最も低い価格で入札した者が2人以上いるときは、くじにより落札者を決定する。

12 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の日から 10 日以内に契約を締結しなければならない。
- (2) この期間以内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失い、入札保証金は、住田町に帰属する。
- (3) 契約金額は、入札書に記載された金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額とする。
- (4) 契約の締結及び履行に関する一切の費用は、落札者の負担とする。

13 契約保証金

- (1) 契約者は、住田町が発行する納入通知書により、契約日の前日までに契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 過去 2 年の間に、国（公団を含む。）又は地方公共団体と、当該入札と規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する場合は、契約保証金を免除する。（規則第 131 条第 3 号）

14 問い合わせ先

〒029-2396 岩手県住田町世田米字川向 88 番地 1
住田町役場農林商工課 林政係
電話 0192-46-3868 F A X 0192-46-3515

参考：落札者決定までの主なスケジュール

手 続 等	期 日 等	場 所 等
入札公告	令和 8 年 7 月 22 日（水）	役場掲示場 町ホームページ
入札参加申請	令和 8 年 7 月 22 日（水）から 令和 8 年 8 月 6 日（木）まで	住田町世田米字川向 88 番地 1 住田町役場農林商工課
質問の受付	令和 8 年 7 月 22 日（水）から 令和 8 年 8 月 5 日（水）まで	住田町世田米字川向 88 番地 1 住田町役場農林商工課
質問への回答	令和 8 年 8 月 6 日（木）	町ホームページ
入札の執行	令和 8 年 8 月 7 日（金） 午後 2 時 00 分	住田町世田米字川向 96 番地 1 住田町生活改善センター 2 階 研修室